

生涯学習振興会会則

第1条 名称

本会は「生涯学習振興会」と称し、事務所を代表者宅に置く。

第2条 目的

本会は生涯学習を通じて会員相互の知識、経験および技能を社会に役立て、併せて会員相互の向上および親睦を図り、地域の活性化に資することを目的とする。

第3条 会員

本会の会員は、年齢および性別を問わず会の趣旨に賛同し、積極的に活動する者とする。

2. 前項の定めにかかわらず、会員が病気等の理由によって定期的な活動参加が不可能となるも会員登録を希望する場合には、代表の判断に基づき協力会員として遇される。

第4条 事業

本会は第2条の目的の達成に向けて次の事業を行う。

- (1) 生涯学習活動の調査研究および発表
- (2) 会員講師の派遣および推薦
- (3) 他団体との交流および連携ならびに協力
- (4) その他目的の達成に必要な事業

第5条 活動

本会は前条に定める事業の推進に向けて次の活動を行う。

- (1) 定例会（勉強会および研究発表等）
原則として毎月第1および第3火曜日に実施
- (2) 公開講座および公開講演会等
随時実施

第6条 経費

本会の経費は、会員が収める会費および補助金、その他の収入をもって充てる。

第7条 会費

本会の年会費は6,000円とし、会員は上半期（3月以降8月迄）分を3月に、下半期（9月以降2月迄）分を9月にそれぞれ3,000円を支払う。但し、途中入会の場合には、最初の参加日の属する月の翌月から起算して当該半期の残余月数に500円を乗じた金額を入会時に支払う。

2. 前項の定めにかかわらず、協力会員は2,000円を年会費として支払う。

3. 前2項に定める支払済みの会費は、いかなる理由があっても一切返却されない。

第8条 退会および休会

会員が本会を退会する場合には、代表にその旨を申し出、了解を得るものとする。

2. 前項の定めにかかわらず、会員が代表または役員に連絡なしに1年以上欠席し、かつ登録期間中の会費が未払いの場合には、自動的に退会となる。但し、本会からの照会に対し引き続き会員に留まる旨意思表示し、未払会費を精算した場合には、この限りではない。

3. 会員が病気等の理由によって休会を希望する場合には、代表の承認を得るものとし、休会中の取扱は協力会員に準ずるものとする。

第9条 役員

本会は会員の中から次の役員を選出する。

代表1名、事務局長1名、会計1名、監事1名

2. 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。但し、再任の任期は1年とし、連続して3回以上の再任は認められない。

3. 第4条および第5条に定める活動にあたり、企画、総務および広報部門の統括部門として事務局を設置し、事務局長が統括する。

4. 前3項に定める役員等の職務内容は、別途職務規定に定める。

第10条 総会

本会は、原則として毎年3月に会員総会を開催する

2. 会員総会は、会員の2分の1の出席(委任状を含む)で成立し、出席会員の過半数をもって審議事項を決議する

3. 前項の審議事項とは、決算および予算の承認、役員の選任、会則の変更ならびに本会の運営にかかわる重要な事項をいう。

4. 本会は必要に応じて前2項の定めに従って臨時総会を開催できる。

第11条 会計年度

本会の会計年度は毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

第12条 その他

本会則に定めがなく、本会の運営に必要な事項は役員が別途協議して定めることができる。

2. 前項の別途協議の上定められた事項は、その都度会員に案内される。

附則 本会則は2019年3月19日に発効し、施行される。